

美瑛町子どもの読書活動推進計画

(平成27年度～平成31年度)



美瑛町教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 美瑛町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方	2
1 子どもの読書活動の現状	
2 基本理念	
3 計画の期間	
4 計画の対象	
第2章 子どもの読書活動の推進のための方策	3
1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	3
(1) 家庭における読書活動の推進	3
(2) 図書館における読書活動の推進	3
(3) 地域における読書活動の推進	5
(4) 幼稚園・保育所・子ども支援センターにおける読書活動の推進	5
(5) 学校における読書活動の推進	5
2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	7
(1) 図書館における読書環境の整備	7
(2) 学校図書館における読書環境の整備	8
3 子どもの読書活動の普及・啓発	8
資料	
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	10
2 文字・活字文化振興法	12
3 図書館法	14
4 学校図書館法	17

はじめに

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし、テレビやインターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」「活字離れ」が憂慮されています。深く考察する力や自分の思いを言葉で伝える力の低下が懸念されており、教育現場では読書習慣と学力の間に関連があることが指摘されています。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行されたのを受け、北海道教育委員会は平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」を策定し、現在「第3次計画～生きる力をはぐくむ北の読書プラン～」を展開しています。

美瑛町においても、乳幼児期から保護者とともに読書に親しみ、楽しめる体験ができる機会をつくるなど、子どもたちにとって読書活動が日常習慣となるよう様々な取組を行ってきましたが、国・道の基本計画を踏まえ、子どもの読書活動の一層の推進のため、子どもの発達段階に応じて具体的な取組を掲げ、家庭・地域・学校等が連携・協力して活動を推進するために「美瑛町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

第1章 美瑛町子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1 子どもの読書活動の現状

(社)全国学校図書館協議会が実施した「第59回学校読書調査」(平成25年度調査)によると、10年前に58.7%だった高校生の不読率(1ヶ月の間に1冊も本を読まなかった「不読者」の割合)は45.0%に、中学生は31.9%から16.9%に、小学生は9.3%から5.3%に減少しています。これは、「朝の読書」(※1)や中休み時の読み聞かせ(※2)など、さまざまな読書活動推進の取り組みによって、子どもが本に触れる機会が増えたことの結果が上がっていることが考えられます。

美瑛町においては、小学6年生と中学3年生を対象に行った「平成26年度全国学力・学習状況調査」で、「読書は好き」と答えた小学生は75.0%(全国73.0%)、中学生は76.1%(全国69.4%)、「学校図書館や地域の図書館にほとんど、または、全く行かない」と答えた小学生は23.8%(全国29.2%)、中学生は39.6%(全国58.2%)と、平成16年度から実施してきたブックスタート事業や全小・中学校における「朝の読書」の効果が表れています。「生きる力」を確実なものにしていくためには、子どもたちを取り巻く家庭や学校、図書館など、地域社会全体での連携した取り組みを一層充実させていくことが求められています。

2 基本理念

美瑛町のすべての子どもがいつでもどこでも、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図ります。

3 計画期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います

4 計画の対象

計画の対象は、0歳からおおむね18歳とします。

※1 「朝の読書」: 学校で毎朝始業前に児童生徒教職員全員が自分で選んだ読みたい本を読む運動。1988年、千葉県の高校教諭 林公(はやしひろし)氏が提唱して実践したのが始まり

※2 読み聞かせ: 子どもたちに絵本や紙芝居を見せながら、語り手が活字を読んで本の内容を伝える。

第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

家庭は、子どもが最初に読書と出会う場であるだけでなく、読書に対する興味や関心を培う上でも重要な役割を担っています。特に、乳幼児期（0～5歳）には、読み聞かせなどをおして親子の温かい人間関係を育むとともに、子どもの精神的な安定感や親への信頼感を養い、基本的な生活習慣や自主性・創造性を培うことが大切です。

周囲の大人が読書に親しむ姿を見せたり、子どもと一緒に本を読んだり、家族で図書館に出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけを作ることが望まれます。また、家族で本を読む時間を持ったり、読書を通じて家族で感じたことなどを語り合うことで心のふれあいにもなり、家族間のコミュニケーションを深めることにもつながります。

【具体的な取組】

- ブックスタート事業（※3）やおはなし会への参加
- 「家読」（※4）の積極的な推進
 - ・保護者による絵本や物語の読み聞かせ
 - ・食後や就寝前など、家族全員が読書をする時間の設定
 - ・ノーテレビデーやノーゲームタイムの設定
 - ・折り紙の作り方や料理の本などを親子で読み、その内容を実践してみる
- 生活リズムチェックシート（※5）（読書習慣編）の活用
- 家族で図書館や書店へ出向く

(2) 図書館における読書活動の推進

子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場であり、保護者にとっては、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所です。

-
- ※3 **ブックスタート事業**：赤ちゃんと絵本を開く大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイス等が入ったブックスタート・パックを無料で手渡す事業のこと。美瑛町では、平成16年から乳幼児健診の際に保健センターで行っていたが、現在は生後6～12ヶ月の乳児を対象に図書館で行っている。
 - ※4 **家読（うちどく）**：家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組のこと。道教委では、平成23年度から、北海道「朝読・家読運動」を実施している。
 - ※5 **生活リズムチェックシート**：子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するもの。「すいみん表」、生活全体編、家庭学習編、読書習慣編、運動習慣編がある。なお、それぞれ、小学校低学年用、小学校高学年用、中学生用の3種があり、道教委のホームページからダウンロードできる。

美瑛町図書館は平成24年6月、「あそこに行けば何かある！」をコンセプトに現在地に新築開館し、町民の身近な施設として広く活用されており、談話室での学習活動やパソコン・視聴覚の利用などを通して、多くの子どもたちが訪れています。

図書館の本来の目的である読書や調べものをする場所として活用している子どもも見られますが、インターネットでのゲームやDVD視聴のためだけに訪れる子どもが多いことは懸念されるところです。図書館に来館した子どもに、図書の世界の広さや豊かさを楽しませることができるよう取り組みやさまざまな工夫で子どもの関心を引き出すよう努めます。

また、図書館やなかよし児童館などで行われているボランティアによる読み聞かせやおはなし会は、子どもが読書に親しむ契機となっています。このため、これらの活動が一層推進されるよう活動を支援していきます。

* 美瑛町図書館における利用状況（平成26年度実績） 開館日数 293日

	全年齢	1日平均	0歳～18歳	1日平均
利用登録者数	4,637人	—	1,224人	—
年間利用者数	22,595人	77.7人	6,607人	22.5人
年間貸出冊数	97,355冊	336.9冊	30,594冊	104.4冊
1人当たりの貸出冊数	9.3冊	—	20.3冊	—
年度末人口	10,520人	—	1,508人	—

【具体的な取組】

- 時季ごとの企画や展示
- 図書館事業の充実（図書館フェスティバルや工作会など）
- 団体貸出の実施（※6）
- ボランティアへの活動支援（おはなし会の開催など）
- 学校図書館活動への支援（読み聞かせ支援・団体貸出・教職員の研修など）
- 道立図書館や他市町村との連携・協力
- 保健センター、子ども支援センター、公民館、大雪青少年交流の家等との連携

※6 団体貸出：公共施設、公共団体などの団体に対する図書館資料の貸出で、随時必要な時に利用でき、長期貸出も可能なサービス。

(3) 地域における読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、子どもの生活に密着した町内の様々な施設や機会をとらえて、乳幼児期から本に親しむ習慣を身につける上での効果的な活動を推進することが望まれます。

なかよし児童館で行われている児童・青少年用図書等を活用した様々な活動を推進することや、保健センターで実施する乳幼児健診の機会を利用したり、子育てに関する学習や相談の場となっている子育てサークルの活動やPTAによる研修会等において、読書活動の意義や大切さを啓発する必要があります。

【具体的な取組】

- なかよし児童館等での読み聞かせなど本に親しむ活動の工夫
- 子育てサークル活動等の充実

(4) 幼稚園・保育所・子ども支援センターにおける読書活動の推進

幼稚園・保育所は子どもたちが早い時期から本と出会うところです。子どもたちが先生や友だちと一緒に絵本や物語を楽しむことで、同じ世界を共有する楽しさや心を通わせる一体感などを味わう貴重な体験として、本に対する興味や関心が持てるようになり、より豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれていきます。読書の楽しさと出会うことができるよう、幼稚園や保育所において、年齢に応じた絵本や物語を選んで読み聞かせを行うことが期待されます。また、保護者会などでも幼児期の読み聞かせ等の重要性を啓発する必要があります。

さらに、幼稚園・子ども支援センターにおいて行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対して読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及していくことが重要です。

【具体的な取組】

- 読み聞かせなど本に親しむ活動の充実
- 保育士等によるお薦め本の紹介など、多様な本と出会う機会の設定
- 保護者会等での読み聞かせ講座などの実施
- 未就園児を対象とした子育て支援活動の中での読み聞かせ等の実施

(5) 学校における読書活動の推進

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で、大きな役割を担っています。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を通じて生活を豊かにすることができるようにサポートし、子どもたちが自分の考えを広げたり深めたりする能力が育つ環境を整備し、適切な支援を行うことが求められています。

小学生期における良質な本との出会いは、読書に対する興味・関心を広げ、中学生期・高校生期における読書は自我の確立や進路選択に大きな影響を与えるものであり、それぞれの発達段階に応じた体系的な読書指導を推進する必要があります。

学校における読書活動は、すべての教科にわたって全校挙げて取り組むものとして位置づけ、「本を読むこと自体が楽しい」という読み方を学校教育の中で教えることが望まれます。

【具体的な取組】

- 朝の読書等、全校一斉の読書活動や読み聞かせ等の推進
- 学校の教育活動全体を通じての多様な読書活動
- 調べ学習（※7）を取り入れた教科指導
- 学校図書館の有効活用
- 保護者やボランティアとの連携による読書活動の推進

※7 調べ学習：子どもが自分自身の力で課題を設定し計画を立てて解決する、自ら学び自ら考える自主的、自発的な学習方法。

2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

(1) 図書館における読書環境の整備

図書館は、子どもたちが学校外で自分が読みたい本を選び、読書を楽しむことができる場であり、気軽に利用したいと思われる場となることが求められていることから、蔵書の充実を図り、学習図書や読みたい本などをすぐに提供できるよう、優良図書の紹介や子どもたちの手が届く配架の工夫などに努めます。

平成26年度に導入した道内初の読書通帳(※8)の利用促進を学校等に呼びかけ、読書や図書館への関心を高めてもらうよう努めます。

保育所や幼稚園、学校等との連携を図り、読み聞かせ会の実施や講習会、推薦図書を団体貸出するなど、団体における読書活動を推進します。また、読み聞かせグループなどの活躍の場と他市町村のグループとの交流の場を通じた技術や企画の向上が図られるよう支援します。

* 美瑛町図書館における蔵書数（平成26年度実績）

一般書	42,729冊	
児童書	19,651冊	
合計	62,380冊	(町民1人当たり 5.93冊)

【具体的な取組】

- 豊富で多様な図書資料や読書情報の整備・充実
- 話題の本や企画展示など配架の工夫
- 読み聞かせなどの読書活動の推進
- ふるさと学習のための資料の収集
- 読書に関するレファレンスサービス(※9)の充実
- 図書の団体貸出などによる学校等への支援
- 図書館システムを活用した図書検索の向上
- 読書通帳の広報活動
- 商店街コミュニティー施設文庫(仮称)に定期的な団体貸出し

※8 読書通帳：借りた資料の記録を残すことができ、子どもの読書意欲の向上を目的に、平成26年8月に導入した。高校生以下は、無料で作ることができる。

※9 レファレンスサービス：図書館などで、調べものの援助をする業務のこと。調査のための参考となる資料を整備・作成することも含む。

(2) 学校図書館における読書環境の整備

学校図書館は、子どもたちが日常的に読書を楽しむことができる場であるとともに、読書活動や読書指導の場として、子どもの成長を支える重要な役割を果たしています。

さらに、児童生徒の豊かな心を育む「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むための様々な学習活動を支援していくことが必要です。

昼休みや放課後に好きな本を自由に読んだり、興味を持った事柄について調べるなど、子どもたちにとって「いつでも開いている図書室」であること、さらには「心の居場所」としての機能も期待されており、学校全体で学校図書室の活用方策や読書活動の促進方策について意識の高揚を図っていく必要があります。

【具体的な取組】

- 図書資料の整備と充実
- 図書資料のデータベース化と学校間及び図書館とのオンライン化
- 学校図書館の運営等に対する教職員間の連携・協力体制の確立
- 学校間や町立図書館、ボランティアとの連携・協力の促進

3 子どもの読書活動の普及・啓発

子どもの読書活動の推進のためには、その意義や重要性について、広く町民の理解と関心を深めることが大切です。大人も含めて読書活動に対する理解、関心を高められるよう、図書館や学校などが連携・協力して、普及啓発活動を推進していきます。

【具体的な取組】

- 子供向けの新着図書や推薦図書の普及
- 「子ども読書の日（※10）」や「こどもの読書週間（※11）」における事業の実施と行事に関する情報の提供
- 町の広報紙、ホームページ、フェイスブック等を利用した情報提供

※10 「子ども読書の日」:「子ども読書の日」は、4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。

※11 「こどもの読書週間」:「こどもの読書週間」は、4月23日～5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。

資 料

1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目 的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会にあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子どもの読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国と地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

2 文字・活字文化振興法（平成十七年七月二十九日号外法律第九十一号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵（かん）養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵（かん）養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（地域における文字・活字文化の振興）

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(略)

3 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

最近改正：平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則

(略)

4 学校図書館法 (昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

最近改正：平成十九年六月二十七日法律第九十六号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを見童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、見童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則

(略)



美瑛町子どもの読書活動推進計画

発行年月 平成27年7月

発行 美瑛町教育委員会

編集 美瑛町図書館

〒071-0214

美瑛町幸町1丁目1番10号

TEL(0166)92-1251

FAX(0166)92-4877

E-mail:biei_tosho@town.biei.hokkaido.jp